

コーポレート・ガバナンス

基本方針

当社は、米国をはじめ欧州並びにアジアにもグループ会社を有するグローバル企業であります。世界的に企業間競争が熾烈化する経営環境の中で、公正かつ公平な取引を通じて、継続的に企業価値を向上させていくため、経営ビジョンをより効果的に実現できる透明性の高い経営システムを構築する必要があります。そのため、当社は、執行役員制度を導入し、2007年10月には、グループ経営のガバナンス向上、事業会社における経営競争力の強化、グループ戦略機能の強化を目的として持株会社体制へ移行いたしました。

2013年にスタートした長期経営ビジョン「三和グローバルビジョン2020」の第二次3ヵ年計画がスタートする本年（2016年）、当社は創立60周年を迎え、グローバル・メジャーに相応しい社会から信頼される企業体質を構築するために、コーポレート・ガバナンスを更に強化する目的で、会社法上の監査等委員会設置会社に移行いたしました。

コーポレート・ガバナンス体制

当社は2016年6月28日開催の第81期定時株主総会の決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役会と監査等委員会を設置しております。取締役会は取締役11名で構成され（監査等委員である取締役3名を含む）、内3名が社外取締役であり、3名とも独立委員として指定しております。

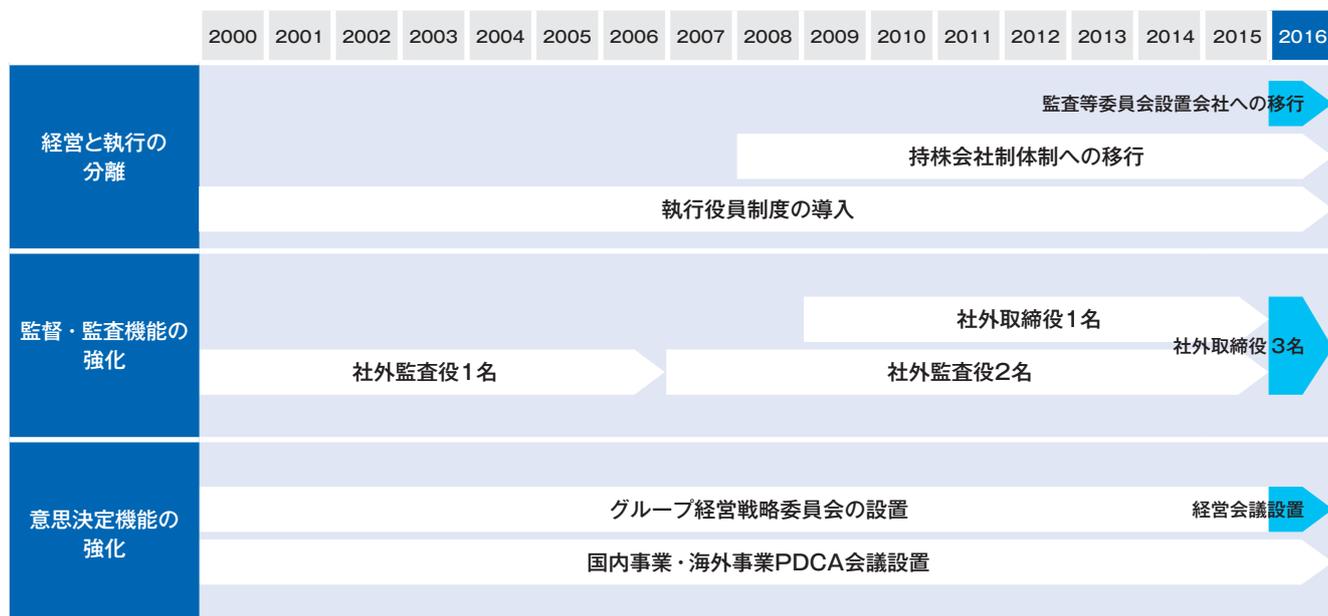
取締役会、監査等委員会については、原則として3ヵ月に1回以上開催することとしております。取締役会においては、適時に重要な経営意思決定を行うとともに取締役の業務執行の監督を行うことにより、また、監査等委員会においては、各監査等委員である取締役が監査等委員でない取締役および執行役員等の業務執行状況を監査し、その報告・意見表明を行うことにより、適法かつ適正な会社運営の確保に努めております。また、執行役員制度を導入し、取締役会における経営意思決定と執行役員の業務執行を分離することにより、経営の効率化と取締役が執行役員の業務執行を監督する機能について強化を図っております。

業務執行、監査機能等の充実に向けた具体的施策 経営会議の設置

- 監査等委員会設置会社への移行に伴い経営判断の迅速化を図る観点から、法令に定める事項を除く「重要な業務執行の一部の決定」を取締役（CEO）に委任いたしました。これに伴い、委任された取締役（CEO）の諮問機関として、経営に関する重要事項について審議・答申を行い、同取締役の意思決定の判断、業務執行の機動性強化等の補佐をする「経営会議」を設置しました。

この経営会議は（1）取締役会より、CEOに委任された重要な業務執行の決定に関する事項、（2）取締役会付議事項のうち、CEOが必要と認める事項、（3）その他、CEOが必要

■ コーポレート・ガバナンス改革の変遷



監査体制の強化について

当社は、内部監査部門として監査部を設置し、7名にて業務監査を行っております。監査部の役職員は主な国内子会社の監査役も兼務し、各社の業務執行状況等の監査も行っており、グループ全体の情報の共有化と管理・監督機能の質の向上を図っております。また、海外の内部監査の強化にも努めております。監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち2名社外取締役）で構成され、監査等委員会および監査等委員である取締役の職務の補佐は内部監査部門である監査部が担当し、監査部の評価および人事異動等は、監査等委員会の同意を得ることを必要とすることで、業務執行部門からの独立性を確保しております。

監査等委員である取締役および内部監査部門である監査部と会計監査人は、年2回の定期的会合に加え、必要に応じて監査部の監査結果について報告する会合をもち、監査意見交換などを行い、それぞれの監査方針や期中に発生した問題点について情報交換を実施しております。また、監査部は監査等委員の職務を補助しており、毎月の定期報告会に加え、必要に応じて随時、監査に関する情報を共有するための会合を持っております。また、監査等委員会の選定監査等委員と監査部は、相互に特定事項について調査などを依頼できる協力関係にあり、対象部門に対して詳細な監査を行い、その結果を相互に報告し合うなど連携を強めております。

■ 「コーポレートガバナンスコード」に定められる原則についての対応状況

開示項目	開示内容
コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施していない項目とその理由	
【原則4-8-1 独立社外取締役のみを構成員とする会合】	現状、独立役員のみを構成員とする会合は持っておりません。今後、必要に応じて会合・会議体系の設置を検討いたします。
【原則4-8-2 筆頭独立社外取締役の決定】	現在、独立社外取締役を3名選任しております。グローバルな企業経営経験者及び法律の専門家の方々であり、それぞれが独立した立場で経営に関する監督・監査を行っており、特に問題も無いことから、当社は、筆頭独立社外取締役を決定しておりません。
コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づいて実施している項目とその概要	
【原則1-3 資本政策の基本的な方針】 《資本政策の基本的な考え方》 《当面の資本政策・財務方針》	当社は、資本政策において、財務の安定性を確保した上で資本効率の向上を図ることが重要であり、そのバランスをとりながら、最適な投資・株主還元等を実施し、中長期的に企業価値を高めていくことを基本方針としています。「三和グローバルビジョン2020（当社グループの長期ビジョン）」では、「動く建材のグローバル・メジャー」を掲げており、戦略的な成長投資を最優先といたします。
1. 資本・負債構成	(1) 自己資本比率は、40%以上を維持する方針で取組みます。 (2) 負債については、財務の健全性を損なわない負債構成に努めてまいります。
2. 投資	(1) 設備投資 既存事業の維持・継続に必要な設備投資は、原則減価償却費の範囲内で実施します。 (2) M&A、事業提携等の投資 コア事業並びに将来的にコア事業への成長が期待できる関連分野への投資を優先的に検討いたします。
3. 株主還元	(1) 配当性向は連結当期純利益の35%を目安にしていきます。 (2) 自己株取得については、上記記載の「投資」を優先し、投資による大きなキャッシュアウトがなければ自己株式取得を検討いたします。
【原則1-4 いわゆる政策保有株式】	当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進等を通して中長期的な視点で当社の企業価値向上を図るため、取引先の株式を取得し保有することがあります。政策保有株式については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資することを定期的に検証し、主要な銘柄については取締役会に報告します。政策保有株式の議決権行使については、発行会社の企業価値や株主利益、当社の利益、その他諸般の事情を総合的に考慮し、適切に議決権を行使します。
【原則1-7 関連当事者間の取引】	当社が当社の役員と多額の取引を行う場合は、取締役会での事前承認及び実績報告をすることとしています。また、当社は大口取引を行う際、社内の決裁規定に基づき、取締役会の承認を行うことになっております。主要株主等関連当事者との取引も、この承認手続きにおいてその妥当性を審査しています。
【原則3-1 情報開示の充実】	1. 当社は創業以来の精神である「当社の方針」を継承しつつ、経営環境の変化に対応すべく、2001年に三和グループの「使命・経営理念・行動指針」を策定いたしました。詳しい内容につきましては当社ホームページにて開示させていただいております。（ http://www.sanwa-hldgs.co.jp/company/idea.html ）また、当社グループの経営方針並びに中期経営計画につきましては当社ホームページIR情報で開示させていただいております。 ※第二次3カ年計画（ http://www.sanwa-hldgs.co.jp/ir/strategy.html ）

開示項目	開示内容
【原則3-1 情報開示の充実】	<p>2. 当社はコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を当社ホームページ並びに有価証券報告書に記載しております。(http://www.sanwa-hldgs.co.jp/ir/governance.html)</p> <p>3. 当社の取締役の報酬等については、企業業績と企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保・維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計することを基本方針としています。取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬は基本報酬、業績連動変動報酬、株式報酬型ストック・オプションで構成され、監査等委員である取締役及び社外取締役は基本報酬のみで構成しています。詳細は、P.34「役員報酬について」に記載しております。</p> <p>4. 当社はグローバル規模での競争を念頭に、事業の方向性や戦略を打ち出して推進していける人材を経営幹部として選定します。取締役の指名においては、個々人の能力、見識、経験はもとより、取締役会、監査等委員会全体としてのバランス、多様性等を考慮の上で決定しています。</p> <p>5. 取締役及び社外役員については、個々の選任時期の「株主総会招集ご通知」に個人別の経歴を記載しております。</p>
【原則4-1-1 取締役会の役割・責務 (1)】	<p>重要な経営意思決定を行うとともに取締役の業務執行の監督機能を担う取締役会は、事業計画等の経営方針やその他の経営上の重要事項並びに、法令、定款により取締役会が決定すべきこととされている重要な業務執行の意思決定を行うこととしており、その内容は社内規則「取締役会規則」によって明確にしております。</p>
【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】	<p>当社の取締役11名のうち社外取締役は3名となっております。当社は、3名とも独立役員として東京証券取引所に届出をしており、当社の社外役員の独立性基準を満たしていると判断しております。</p> <p>当社は、社外取締役の方々に経営に関する助言、経営全般及び利益相反の監督、取締役会の透明性の向上等に尽力いただいております、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に資すると考えています。</p>
【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】	<p>社外取締役の独立性に関する基準につきましては、P.33「社外役員（社外取締役及び社外の監査等委員である取締役）の独立性・中立性について」をご覧ください。</p>
【原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 (1)】	<p>グローバルな環境変化に合わせて迅速かつ果敢な意思決定を行い、かつ意見の多様性を確保するため、取締役の人数は17名以下の適切な人数と定めております。</p> <p>なお、取締役の選任に当たっては、グローバルな観点から会社経営を監視・監督し、また、事業に係る重要な意思決定を行うにあたり必要とされる能力・見識・経験等を持つことを基準としています。</p>
【原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 (2)】	<p>取締役が他の会社の役員を兼職する場合には、当社の取締役として役割・責務を遂行する時間及び労力を確保することができる合理的な兼職数であることを確認しています。</p> <p>取締役の重要な兼職の状況につきましては、有価証券報告書及び株主総会招集通知参考書類において、毎年開示を行っています。</p>
【原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件 (3)】	<p>2015年度においては、取締役会は合計12回（定例10回、臨時2回）開催され、経営に関する事項と業務執行に関わる重要事項がタイムリーに決定され、また、報告されております。当社取締役会では、必要に応じて事前の資料配布あるいは説明が行われ、また十分な審議時間が確保され、監査等委員である取締役（社外取締役を含む。）を含め、オープンかつ活発な議論が行われる等、監査等委員会設置会社への移行による取締役会の監督機能及び透明性が向上することから、その実効性は確保されていると考えます。現状、十分と考えていますが、実効性評価の方法等についてより望ましいものがあれば、検討していきます。</p>
【原則4-14-2 取締役・監査役とのトレーニング】	<p>社内取締役に対して、当社の経営課題、財務・法令遵守等に関する必要な知識の習得を適宜行うことを目的として、個々の取締役に適合したセミナーや交流会等の機会の提供・斡旋やその費用の支援を行っております。社外取締役には、当社グループについての理解を深めるため、各部門から事業・業務内容等の説明を行うとともに、主要事業所及び工場等を視察する機会を設けております。</p>
【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】	<p>当社では、「情報開示の基本方針」「情報開示の基準」「情報開示の方法」「沈黙期間の設定」等についての留意事項からなるIRポリシーを2006年に策定し、当社ホームページにて公表しています。(http://www.sanwa-hldgs.co.jp/ir/public.html) また、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主・投資家の皆様のご理解とご支援が不可欠であると認識しており、正確な情報を公平にご提供しつつ建設的な対話を行い、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。</p>
1. 基本的な考え方	
2. IR体制	<p>株主・投資家との対話に関しては副社長（社長補佐 兼 経営企画部門担当）を統括責任者とし、広報IR部長が補佐をいたします。</p> <p>広報IR部は対話を充実させるため、各テーマの担当部署に情報提供を求め、各担当部署は広報IR部に協力します。</p>
3. 対話の方法	<p>報道機関、アナリスト、機関投資家に対して、年2回、CEOによる決算説明会を実施しております。また担当部門によるスモールミーティング及び個別のミーティングを適宜実施いたします。個人投資家に対しては、ホームページ上に専用ページを設け、業績、事業内容、経営方針等を分かりやすく、さらに英訳でも掲載しております。また、統合報告書の発行や決算説明会の動画も配信しております。</p>
4. 社内へのフィードバック	<p>株主・投資家との対話内容は、必要に応じ、副社長（社長補佐 兼 経営企画部門担当）を通じて取締役会等にフィードバックいたします。</p>
5. 情報開示の方針及び情報管理	<p>株主・投資家との対話の際は、社内規定（インサイダー取引防止規定）やIRポリシーに則り、インサイダー情報を適切に管理しています。</p>

社外役員（社外取締役及び社外の監査等委員である取締役）の独立性・中立性について

当社は社外役員を選任するための当社からの独立性に関し、当社グループの主要な取引先（当社グループとの過去3事業年度における平均取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者をいう。）、当社グループを主要な取引先とする者（当社グループとの過去3事業年度における平均取引額が、当該取引先の年間連結売上高の2%を超える者をいう。）及び当社グループから役員報酬額以外に多額の金銭その他財産を得ている者（当社グループから、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている者をいう。）は独立性に抵触す

るものと判断しております。また、候補者の経歴に照らし、必要な能力を有していると判断していること、東京証券取引所が定める独立性の基準等に抵触していないこと等から、社外役員として独立性は担保されているものと判断しております。

また、当社は社外取締役の経歴、その出身先と当社との関係などの情報により、当社からの独立性に問題は無いが、また、社外取締役の人格、識見、経歴から、社外取締役の役割として当社が求める経営監視・監督機能の役割を担っていただけの方であるかなどを総合的に判断し、社外取締役として選任しております。

■ 社外取締役の独立性基準

当社は、社外取締役及び監査等委員である社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

①	当社グループ ^(注1) の業務執行取締役、執行役員、その他の職員・従業員（以下まとめて「業務執行者」）である者、又はあった者
②	当社グループを主要な取引先とする者 ^(注2) 又はその業務執行者
③	当社グループの主要な取引先 ^(注3) 又はその業務執行者
④	当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産 ^(注4) を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
⑤	当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
⑥	当社グループから一定額を超える寄附又は助成 ^(注5) を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の業務執行者）
⑦	当社グループが借入れを行っている主要な金融機関 ^(注6) 又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
⑧	当社グループの主要株主 ^(注7) または当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
⑨	過去3年間に於いて上記②から⑧に該当していた者
⑩	上記①から⑨に該当する者（重要な地位にある者 ^(注8) に限る）の近親者等 ^(注9)
⑪	上記①から⑩に該当する場合でも、当該人物の人格、識見等に照らし、独立性があると判断した者については、社外役員選任時にその理由を説明・開示し、当社の独立役員とすることができるものとする

(注1) 当社グループは、三和ホールディングスおよび関係会社（子会社と関連会社）をいう。

(注2) 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、過去3事業年度における平均取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者。

(注3) 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、過去3事業年度における平均取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者。

(注4) 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。

(注5) 一定額を超える寄附又は助成とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう。

(注6) 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入れ額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

(注7) 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう。

(注8) 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

(注9) 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう。

■ 社外取締役の選任理由

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
安田 信		○	安田 信氏は、当社の買収防衛策独立委員会の委員として報酬を受領しておりますが、その額は年間1百万円以下であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。	安田 信氏の長年にわたるグローバル企業経営者としての豊富な実績と、社外役員として企業経営に携わった経験等に基づく高い見識は、当社の取締役会の更なる機能強化に資するため、引き続き、取締役として適任と判断しております。
米澤 常克	○	○	米澤 常克氏は、当社グループの取引先である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の出身で、当社グループと同社グループは、当社グループの原材料の仕入取引と当社グループ製品の販売取引があります。しかしながら、同社グループおよび当社グループの取引額はいずれもそれぞれ過去3事業年度において、同社グループおよび当社グループの年間連結売上高の2%未満の取引であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。	米澤 常克氏は、会社経営者として長年企業経営に携わり、経営・経済に関するグローバルな経験と高い見識を有していることを踏まえ、当社の経営全般に関して独立した立場からの確なご指導をいただけるものと考え、監査等委員である社外取締役として適任と判断しております。
五木田 彬	○	○	当社は、2015年12月まで五木田氏と法律顧問契約を結んでおりましたが、現在は契約を解除しております。契約当時、五木田氏との顧問料は月額10万円（顧問契約以外の報酬等の支払いはありません）であり、また、過去3事業年度において五木田・三浦法律事務所の年間売上高の2%未満の取引であるため、当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれは無いものと判断しております。	五木田 彬氏は、検事および弁護士として長年の経歴をもたれ、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任いたしました。

役員報酬について

取締役報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の決定方針については取締役会の決議により、監査等委員である取締役報酬等の決定方針については監査等委員である取締役の協議により決定します。

取締役報酬等の額の決定に関する方針の内容

取締役報酬等の基本的考え方

当社の取締役報酬等については、企業業績、企業価値の持続的な向上に資することを基本とし、優秀な人材の確保、維持が可能となり、当社取締役に求められる役割と責任に見

合った報酬水準および報酬体系となるよう設計します。

役員報酬等の内容

● 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬

基本報酬、業績連動変動報酬、株式報酬型ストックオプションで構成しています。ただし、社外取締役については、基本報酬のみで構成します。また、基本報酬、業績連動変動報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストックオプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストックオプション総額の限度内としています。

● 監査等委員である取締役報酬

基本報酬のみで構成しています。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内としています。

● 基本報酬

基本報酬の水準は外部専門機関の調査による他社水準を勘案して設定し、監査等委員でない各取締役の報酬は、連結業績、役位を勘案して取締役会にて決定し、監査等委員である各取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

● 業績連動変動報酬

業績連動変動報酬総額は、当社の業績向上に応じて、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は役位、担当部門の業績を勘案して、取締役会にて決定しています。

● 株式報酬型ストックオプション

株式報酬型ストックオプションは、取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）が、株価上昇によるメリットだけでなく、株価下落によるリスクも株主と共有することにより、当社の企業価値増大に向けた意欲を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く。）の割当数は、役位を勘案して、取締役会にて決定しています。

■ 取締役および監査役に対する報酬等（2015年度）

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動変動報酬	株式報酬型 ストック・オプション	
取締役 (社外取締役を除く)	583	361	171	50	8
監査役 (社外監査役を除く)	40	40	—	—	3
社外役員	46	46	—	—	4

(注1) 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。

(注2) 取締役の報酬限度額は年額630百万円以内（2014年6月26日開催の第79期定時株主総会決議）です。

(注3) 上記（注2）とは別枠として、取締役（社外取締役を除く）の株式報酬型ストック・オプションの報酬限度額は、年額60百万円以内（2008年6月24日開催の第73期定時株主総会決議）です。

(注4) 監査役の報酬限度額は年額108百万円以内（2008年6月24日開催の第73期定時株主総会決議）です。

(注5) 株式報酬型ストック・オプションは、株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額です。

■ 取締役に対する報酬限度額（2016年度）

区分	報酬限度額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			取締役の定員数 (名)
		基本報酬	業績連動変動報酬	株式報酬型 ストック・オプション	
取締役 (監査等委員を除く)	740	400	280	60	12
取締役 (監査等委員)	100	100	—	—	5



① 代表取締役会長 CEO

高山 俊隆

1963年 8月 当社入社
 1972年 4月 取締役
 1974年 4月 常務取締役
 1980年 4月 取締役副社長
 1981年 5月 代表取締役社長
 1985年 8月 昭和フロント販売(株)(現昭和フロント(株))代表取締役社長
 2000年 6月 執行役員社長
 2007年 10月 三和シャッター工業(株)代表取締役会長(現任)
 2009年 7月 同社代表取締役社長
 2012年 4月 CEO(現任)兼 COO
 2012年 6月 代表取締役会長(現任)

② 代表取締役社長 COO

南本 保

1997年 8月 当社入社
 2000年 6月 常務執行役員
 2004年 4月 社長室長
 2004年 6月 取締役
 2006年 4月 上席常務執行役員
 2007年 10月 専務執行役員
 2010年 4月 執行役員副社長
 2012年 4月 社長補佐
 2012年 6月 代表取締役(現任)
 2014年 6月 代表取締役社長(現任)
 COO(現任)

③ 取締役執行役員副社長

国内事業部門担当

木下 和彦

1972年 9月 当社入社
 2003年 4月 執行役員
 2006年 4月 三和タジマ(株)代表取締役社長
 2007年 10月 常務執行役員
 2010年 4月 三和シャッター工業(株)代表取締役社長
 2014年 4月 執行役員副社長(現任)
 国内事業部門担当(現任)
 三和シャッター工業(株)執行役員副会長
 2014年 6月 取締役(現任)
 2016年 4月 三和シャッター工業(株)代表取締役副会長(現任)

④ 取締役執行役員副社長

社長補佐 兼 経営企画部門担当

高山 靖司

2006年 10月 当社入社
 2011年 4月 常務執行役員
 2012年 4月 専務執行役員
 経営企画部門担当(現任)
 2012年 6月 取締役(現任)
 2016年 4月 執行役員副社長(現任)
 社長補佐(現任)

⑤ 取締役常務執行役員

欧米事業部門担当

藤沢 裕厚

2012年 11月 当社入社
 2013年 4月 常務執行役員(現任)
 事業改革推進部門担当
 2014年 6月 取締役(現任)
 2015年 4月 欧州事業部門担当
 2016年 4月 欧米事業部門担当(現任)

⑥ 取締役常務執行役員

グローバル戦略部門担当

谷本 洋実

2001年 12月 当社入社
 2004年 4月 執行役員
 2005年 10月 オーバーヘッドドア社担当
 2006年 4月 常務執行役員
 2006年 6月 取締役(現任)
 2011年 4月 海外事業部門担当
 2012年 4月 専務執行役員
 2014年 4月 欧州事業部門担当
 2015年 4月 事業改革推進部門担当
 2016年 4月 常務執行役員(現任)
 グローバル戦略部門担当(現任)

⑦ 取締役常務執行役員

経営企画部門担当補佐 兼 CSR推進部長

福田 真博

2005年 9月 当社入社
 2007年 10月 執行役員
 2008年 4月 常務執行役員(現任)
 2011年 4月 米州事業担当
 2012年 4月 海外事業部門担当補佐
 2012年 6月 取締役(現任)
 2014年 4月 米州事業部門担当
 2016年 4月 経営企画部門担当補佐(現任)
 兼 CSR推進部長(現任)

⑧ 社外取締役

安田 信

2006年 6月 (株)山武(現アズビル(株))
 取締役
 2007年 6月 兼松繊維(株)(現フォワード・
 アパレルトレーディング(株))
 取締役
 2008年 9月 (株)安田信事務所
 代表取締役社長(現任)
 2014年 6月 社外取締役(現任)
 2015年 6月 セコム(株)社外監査役(現任)

⑨ 取締役

(監査等委員)

在間 貞行

1975年 3月 当社入社
 2004年 4月 当社経理部長
 2007年 10月 三和シャッター工業(株)
 経理部長
 2010年 4月 同社執行役員
 2012年 4月 同社常務執行役員
 2015年 4月 常勤顧問
 2015年 6月 監査役
 2016年 6月 取締役 監査等委員(現任)

⑩ 社外取締役

(監査等委員)

米澤 常克

2001年 10月 伊藤忠丸紅鉄鋼(株)取締役
 2004年 4月 同社代表取締役副社長
 2005年 4月 同社代表取締役社長
 2009年 4月 同社代表取締役会長
 2012年 4月 同社相談役
 2013年 4月 伊藤忠商事(株)理事
 (社長補佐)
 2015年 6月 社外監査役
 2016年 6月 社外取締役 監査等委員(現任)

⑪ 社外取締役

(監査等委員)

五木田 彬

1978年 4月 検事任官東京地方検察庁
 (刑事部・公判部)
 1979年 3月 水戸地方検察庁
 1982年 3月 東京地方検察庁
 (刑事部・特別捜査部)
 1985年 3月 大阪地方検察庁(特別捜査部)
 1987年 3月 東京地方検察庁(特別捜査部)
 1988年 3月 検事退官
 1988年 4月 弁護士登録
 1994年 5月 五木田・三浦法律事務所代表(現任)
 2010年 6月 いちよし証券(株)社外取締役(現任)
 2016年 6月 社外取締役 監査等委員(現任)